

第13回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和元年度3月第13回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時32分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号8番「吉野勝巳委員」より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号12番「大澤久男」委員、13番「内野幸一」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、を上程いたします。今月は2件の申請がありました。それでは、申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

それでは、議案第1号申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

議案の中でも申し上げた通り、こちらの土地には墓地で登記されている面積があります。お配りした資料をご覧ください。こちらは、土地の登記簿謄本の抜粋です。ご覧いただきますと、地番は1つではありますが、地目が畑と墓地と2つ記載されています。通常は1つの地番につき地目は1つですが、今回の土地のように稀に2つの地目が記載されている場合があります。これは分筆はされていないので地番は同じではありますが、その中に畑と墓地の2つの用途がそれぞれ存在するということです。

今回の案件につきましては1筆全部を太陽光として転用しますが、農地転用に係る部分はあくまでも「畑」部分のみです。議案書にはカッコ書きで墓地を記載させていただいておりますが、こちらは農地転用の面積には含まれません。

また、今回につきましては、登記簿上は墓地がありますが、現在は墓地がなく、畑として一体利用されています。

本申請について、工事資金は自己資金で賄われており、金融機関の残高証明書が添付されています。また、隣接耕作者の同意書も添付されています。申請人は去年の5月にも農地転用の申請をしておりますが、施工業者は去年の案件と同じ業者であり、前回の施工についてはすでに工事完了届が提出されていることを申し添えます。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査地区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

第13回定期総会議事録

- 2番根岸委員 2番根岸が報告いたします。調査日は3月22日8時半から、農業委員3名、推進委員2名、計5名で申請人立ち合いのもと現地調査を行いました。現地は去年の台風19号でも冠水し、被害を受けた場所でもあります。申請人は後継者がおらず、農地縮小も否めないのかもしれませんが。以上、報告とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手多数)
- 議長 賛成多数ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。
- つづきまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 つづきまして、議案第1号申請番号2番につづきまして説明させていただきます。
(申請番号1番について説明)
営農型太陽光発電施設に係る農地転用の申請は小川町で初めての案件ですのでご説明いたします。
- 営農型太陽光はソーラーシェアリングとよばれ、農業を続けながら太陽光発電を設置する方法のことをいいます。具体的には太陽光パネルの下で引き続き耕作を行います。今まで太陽光の農地転用として扱ってきた案件は農地すべてを使って太陽光パネルを設置し、発電を行う案件でしたが、本案件はパネルの高さを3m以上にして、その下で日陰でも育つ作物を作る計画です。同じ土地で耕作も行うため、農地転用の面積はパネルの支柱部分のみとなります。営農型太陽光は一時転用案件になりますので、地目は畑のままになります。
- 通常営農型田言う要綱の一時転用の期間は3年間とされておりますが、認定農業者について10年間の一時転用申請が可能となっております。本申請者は認定農業者の証明書の写しも添付されており、10年間の申請となっております。
- 本申請についてパネル下でみょうがが育つことの証明として実例などの資料が添付されており、知見を有する者の証明として地区農業委員の意見書も添付されております。
- また、申請地は道路に接していない土地になっており、今回の転用の資材搬入路として、次の議案で5条許可の申請が同時に提出されております。また、その後の耕作のための進入路として、別の土地を通らせてもらうとのことで、そちらは地権者からの同意書の添付がされております。
- 事務局 本申請について、工事資金は自己資金で賄われており、金融機関の残高証明書が添付されております。また、隣接耕作者の同意書も添付されております。

第13回定期総会議事録

なお、本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」にあたりと判断されます。第1種農地の太陽光は原則不許可ですが、営農型太陽光発電施設は例外にあたり、一時転用のため復旧に係る資料等提出の上、町から青地であることの証明が発行されていることを申し添えます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上内容説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

7番田中委員 7番田中が報告いたします。調査日は3月20日9時から、農業委員5名、推進委員2名、計7名で本人立ち合いのもと現地調査を行いました。現地は枯れ草が1mほど残っておりますが、境界杭も残っており、隣地への説明もしっかりされておりました。特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

13番内野委員 はい。

議長 はい。内野委員。

13番内野委員 はい。13番内野です。確認なのですが、今後の進入路というのは出入口に使うということですか。

議長 事務局いかがですか。

事務局 はい。施工後のメンテナンス等は徒歩で入れれば問題ないと想定していて、隣地を通らせてもらってメンテナンスと耕作を行っていくとのことですので。車両の進入は予定しておりません。

議長 内野委員、いかがですか。

13番内野委員 はい。ありがとうございました。

議長 ほかにありますか。

6番田端委員 はい。

議長 はい。田端委員。

6番田端委員 はい。6番田端です。10年間の一時転用ということですが、10年間終わったらどうなるのですか。

事務局 はい。ご回答いたします。10年後継続する場合にはまた同じように申請をだしていただき、やめる場合には現状復旧していただくこととなります。

第13回定期総会議事録

| | |
|---------|---|
| 6番田端委員 | ありがとうございました。 |
| 議長 | ほかにありますか。 |
| 10番安藤委員 | はい。 |
| 議長 | はい。安藤委員。 |
| 10番安藤委員 | はい。10番安藤です。ソーラーシェアリングの一時転用の申請の場合年に1回の報告が義務付けられていると思うのですが、その場合は農業委員会に報告があるのでしょうか。 |
| 議長 | 事務局いかがですか。 |
| 事務局 | はい。太陽光パネルの下で栽培した報告は要しますので、報告は行われます。それを事務局で確認するか委員さんに確認してもらうかはこれから検討させていただきたいと思います。 |
| 議長 | よろしいでしょうか。 |
| 10番安藤委員 | はい。ありがとうございました。 |
| 議長 | ほかにありますか。 |
| 事務局 | はい。 |
| 議長 | はい。事務局。 |
| 事務局 | はい。事務局から補足説明です。先ほど、説明の中で青地だと太陽光の転用は原則不許可と説明いたしましたが、今回の営農型太陽光であれば一時転用が可能となっております。以上です。 |
| 議長 | ありがとうございました。ほかにありますか。 |
| | (質疑なし) |
| 議長 | それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。 |
| | (質疑なし) |
| 議長 | 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。 |
| | (挙手多数) |

第13回定期総会議事録

議長

賛成多数ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、を上程いたします。今月は2件の申請がありました。それでは、申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請は議案第1号申請番号第2号の関連案件です。

本申請について、工事資金は自己資金で賄われており、自己資金の証明は先の議案第1号案件と同一です。また、隣接耕作者の同意書も添付されていることを申し添えます。

なお、本件の農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の区域にある農地、「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

7番田中委員

7番田中が報告いたします。調査日は3月20日9時から、農業委員5名、推進委員2名、計7名で現地調査を行いました。現地は作付けはされていませんがきれいに管理されており、境界杭もありました。特に問題なしと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局

つづきまして、申請番号2番につきまして説明させていただきます。

(申請番号2番について説明)

第13回定期総会議事録

本申請につきましては一筆は台帳地目宅地になっておりますが、実際は隣地と一体として現況畑で使用しておりますので農地転用の必要があることを申し添えます。

転用後は土地を均して砂利を敷いて使用されるとのことでした。

本申請について、工事資金は自己資金で賄われており、金融機関の預金の残高証明書が添付されております。また、隣接耕作者は分筆元の所有者である譲渡人の3名です。

なお、本件の農地区分は公共投資の対象にならない生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上内容説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

4番田下委員

4番田下が報告いたします。調査日は3月20日9時から、農業委員3名、推進委員2名、計5名で現地調査を行いました。現地は今までは細い道路から入っていたようで不便な様子をうかがえました。杭もすでに入っていました。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。

なお、議案第1号、議案第2号は許可権者が埼玉県になりますので、以上4件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

つづきまして、日程4、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届け出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

(申請番号1番を読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

第13回定期総会議事録

つづきまして、日程5、報告第2号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第2号、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について「申請人より農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出があったので報告する」とのことです。

(申請番号1番を読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって令和元年度3月第13回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時39分です。